

## 児童扶養手当について、ご不明な点や疑問は 南部町福祉事務所までおたずねください！



### ○児童扶養手当とは？

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成を目的として手当を支給する制度です。

### ○支給対象は？

父母の離婚、父母の死亡などによって子どもを育てている母か父または養育者の方、または一定程度の障がいのある父または母によって子どもを育てている母か父または養育者の方です。  
※平成22年8月から法改正により、父子家庭も支給対象になりました。

### ○支給期間は？

子どもが18歳になった年度末(3月31日)までです。

### ○所得は関係ありますか？

所得による支給制限があります。手当を受ける方または扶養義務者の所得が限度額以上ある場合は、手当の一部または全額が支給停止になります。

### ○何月から支給されますか？

申請月の翌月から支給され、年3回(8月、12月、4月)4ヶ月分が支給されます。

### ○現況届は必要ですか？

現在児童扶養手当を受けておられる方は、継続の届け出として毎年「現況届」を提出する事が必要です。7月中に郵送しますので8月末までに提出してください。

### 児童扶養手当額が23年4月から改定になりました

現在、児童扶養手当を受けておられる方には、4月から7月分の手当が支給される23年8月までに、改定後手当額をお知らせします。現在交付している手当証書には変更前の金額が記載されています。手当証書の手当月額の変更を希望される方は、お問い合わせ下さい。

	平成22年度(変更前)	平成23年度(変更後)
全部支給(月額)	41,720円	41,550円
一部支給(月額)	41,710円 ~ 9,850円	41,540円 ~ 9,810円

\*児童2人目5,000円加算、児童3人目以降3,000円加算は改定されません。

### 児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算の取り扱いが変更になりました

児童扶養手当は、児童が父または母に支給される公的年金給付の加算の対象となっているときは支給されませんでした。年金法の改正により平成23年4月以降は、児童扶養手当が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合は、子の加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給する事が可能となりました。